

令和元年9月4日

松阪市議会議長

大平 勇様

無所属の会・みらい
田中正浩

議員研修会参加報告

令和元年8月21日22日に東京都で開催された「第37回議員の学校」に参加してきましたのでご報告いたします。

- 日時 令和元年8月21日(水) 10:20~18:15
22日(木) 9:15~19:00
- 会場 武蔵野商工会議所・ゼロワンホール
- 研修会の名称 第37回議員の学校
- 主催 NPO法人 多摩住民自治研究所
- 参加者 全国市町村議員53名

目的

今回議員の学校の参加しようと思ったきっかけは今年で3年目になる議員活動ですが地方自治についての勉強不足を日頃から感じていたところ議員の学校から「基本の“き”から学ぶ地方自治」の講座案内をもらい地方自治・地方財政・地方議会についてあらためて勉強したいと思い考え今回の研修会に参加しました。最初は3日間とのことでしたが

2日間でも参加できますとの連絡を頂き参加させていただきました。これら研修講座で勉強したことを踏まえ議会質問、議員活動で活用していきたいと思っております。

講義内容

- 【研修1日目】 ◆(講義1~4)
 - 講義 「日本国憲法がえがいた社会・国家と地方自治」
地方自治の原理と制度、議会の役割と直面する課題まで
 - 講師 池上洋通 (議員学校校長)

講義 1 地方自治の歩み—原始～近代〔先史・縄文期～1945 年〕

地方自治の歩みとして縄文時代の三内丸山遺跡の集落跡で集会所、共同作業所、共同住宅などの説もあり貯蔵穴で食料の豆やクリなど集落として機能していたなどの講師から説明があり奈良時代から江戸時代を経て明治憲法下の地方体制の整備や合併による市町村数の削減など地方自治の歩みを勉強しました。この歩みの中①町村会による群制廃止要求 ②各地の住民学習運動③小作争議・労働争議の発生などのことや十五年戦争期（1931～1945）で起こった国家総動員法により地方自治の崩壊の過程などの講義を受けました。

講義 2 日本国憲法の基本理念と構成、地方自治規定の意義

近代市民革命がもたらした国家の基本理念と憲法の基本的構造は、

- ① 国民主権（人民主権）の原則による国家
 - ② 国家の基本目的は、人民に対する人権の補償である。
 - ③ 国家の基本目的を達成するための統治機構の確立
 - ④ 憲法（近代市民憲法）の基本的構造には、人民（国民）主権の明示や国家の基本目的の明示的な規定と国家の基本目的を果たすための統治機構（政府機構）についての明確な規定などを参考資料でアメリカ合衆国独立宣言やドイツのポツダム宣言などを使用して説明を受けました。
- また政府の統治機構は、三権分立の原理による中央政府の確立や中央政府と対等な地方自治の確立などの説明を受け中央政府と地方自治体政府が対等な位置にいることなどの講義がありました。

講義 3 地方自治の制度的・政策的な展開と地方議会

はじめに地方自治の歴史的な課題として「機関委任事務」による明治憲法体制の継続として都道府県事務の 80%以上や市町村事務の 40%以上が自治体行政機関の下請け化があり地方議会の無力化があるとのことでした。1999年の地方分権改革で機関委任事務の廃止がおこなわれ市町村合併で 3220 自治体から 1000 自治体へ行われたが現実的な背景として ①地域間格差 ②産業の転換で第一次産業の衰退⇒第 2 次産業の発展・衰退⇒第 3 次産業への集中 ③東京一極集中化などが生まれました。

その中から都道府県統合⇒道州制への考えが起こり 300 基礎自治体にして

大半の事務を国から移譲する「経団連ビジョン」の案が起こった。

これからの地方自治体の政策展開としては、政策分野と優先順位、政策立案

などをしっかり考え、権利と人々の分野の総合性・相互性を考え進めることが必要とのことでした。地方議会は、市民とともに進める政策活動や予算案の丁寧な見直しなどを進め住民主体の条例制定活動を進めすべての住民の人権を実現するための議会活動を行う必要があるとのことでした。

講義 4 国際的な直面する課題

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律を読み軍事・安保法制と地方自治体統制の流れを正しく理解するが講義内容であったがこの法律には、武力攻撃を受けた内閣は、事態対策本部を設置して内閣総理大臣が対策本部長になり地方公共団体の長等に対し当該対処措置を実施すべきことを指示することができ指定公共団体や独立行政法人の日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会やその他公共機関及び電気、ガス、運輸、通信も指示することが可能であることなどすぐにでも戦争ができる憲法違反の法律があることなどを習った。戦前の国家総動員法によく似た内容であるように思った。

【研修 2 日目】 ◆講義 5～8

講義 「基礎から学ぶ地方自治体の財政」

民間委託、職員の非正規化、図書資料費の削減など

講師 森 祐之 （立命館大学教授）

講義 5 地方財政全体を理解する。（国と地方の行政事務負担について）

講義 6 自治体の歳入について

- ① 地方財政の仕組み
- ② 一般財源と特定財源
- ③ 地方税とは何か

講義 7 地方交付税と臨時財政対策債と国庫支出金について

- ① 地方交付税・臨時財政対策債の仕組み
- ② 各自治体の普通交付税の決定方法
- ③ 地方財政計画と臨時財政対策債のイメージ
- ④ 国庫支出金の仕組みと国庫支出金・都道府県支出金の状況
- ⑤ 地方債の仕組みと発行状況
- ⑥ 債務負担行為と一時借入金（見えにくい自治体の借金）

講義 8 自治体の歳出

- ① 目的別歳出と性質別歳出の違い
- ② PFI の考え方（英国会計監査院の報告書の検討）
- ③ 公営事業等への繰り出しについて
- ④ 積立金と公債費（歳出と残高との関係）について

⑤ 財政収支（赤字・黒字とは何か）について

⑥ 財政収支の分析（新潟市の財政問題）

◆首長・議員からの実践報告①（17：55～18：55）

羽村市の区画整備事業をめぐる活動と地裁の勝利判決の意義

報告： 山崎洋一市氏

（週刊朝日元カメラマン。現在東京都羽村市議会議員4期目）

羽村市の西口駅前整備で取り掛かった事業がいつの間にか42haで1000戸の住宅を取り壊し買収ではなく地域住民の土地を無償で公共用地として取り上げる計画が住民合意のないまま平成15年から34年までに行う計画がはじまったとの報告がありました。これに対して東京地裁で違法判決が出たことやこれからの動きやなぜこのような無謀な計画が起こったなど首都圏ならではの問題で道路を整備すれば近代的な都市が出来上がりよって土地の値段が上がり地域住民が得をする発想など田舎ではなかなか起きない問題として報告がありました。

【所感】

議員になり2年目ですが地方自治法について少し勉強したいのと地方自治体の財政についても再度勉強したく思い今回の研修会に参加しました。

第1日目にあった地方自治の歩みで縄文期から奈良時代それから江戸時代の町奉行組織へそして近代で戦前までの明治憲法下の地方制度の展開などあまり勉強したことがないことなどを講義で知ることができました。そして一番大事な日本憲法の基本理念と構成、地方自治規定の意義などの講義を受けました。その講義から日本国憲法から入り地方自治法について考える良い機会になりましたが地方自治法についてはもっと勉強すべきと改めて感じました。

第2日目は、地方財政を理解する講義で予算の動きや歳入・歳出など複眼的な見方で財政構造を理解することを新手に勉強出来た事は、良かったと思います。今回の研修で勉強したことを取り入れ議員活動に励む所存です。

